

健生食輸発0517第1号  
令和6年5月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産生鮮青とうがらしのフルキンコナゾールに係る検査命令免除対象輸出者の削除)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和6年5月15日付け健生食輸発0515第9号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮青とうがらしから基準値を超えるヘキサコナゾールが検出されたことから、別途指示するフルキンコナゾールに係る検査命令免除対象輸出者から同輸出者を削除し、別表16を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

GYEONG NAM TRADING INC.